

4) 評議

1 合理的な疑問（合理的な疑い）

証拠に基づいて、皆さんの常識に照らして有罪であることに少しでも疑問があったら、有罪にはできません。そのような疑問が残っていたら、無罪にしなければなりません。

（注：これまで「合理的な疑い」という表現が使われてきていますが、下記のとおりこの言葉自体が理解しにくさの原因となっています。そこで、あえて使うなら「合理的な疑問」という表現が適当です。裁判員に対しては、できるだけこれらの言葉を使わずに説明するのが望ましいと言えます。）

使用例

最終弁論で

弁護人 「証拠を見て、証拠に基づいて、皆さんの常識に照らして『有罪であること』に少しでも疑問があったら、これは有罪にはできません。検察官が、皆さんの常識で『無罪ではないか』という疑問が残らない程度に証明しなければ、有罪の判決にはできないのです。」

弁護人 「裁判員の皆さんは、『被告人が犯人か、犯人ではないか』という結論を決めるところにこだわる必要はありません。皆さんの常識に照らして証拠を検討した結果、検察官が証明しようとしていることについて、少しでも疑問があれば、皆さんは無罪の評決をしなければなりません。皆さんは被告人が犯人か犯人ではないかを決めるのではなくて、犯人だと断定することに『疑問があるか、ないか』を判断すればよいのです。有罪と無罪を分けるのは、この点です。」

評議において

裁判官 「皆さんが証拠に基づいて判断して、被告人がまちがいなく犯人であることが確実であると言えなければなりません。もし有罪らしく見える証拠があったとしても、皆さんの常識から見て犯人でない可能性が残る場合には、それは『確実』とは言えません。」

裁判官 「証拠について、気になる点はありませんか。つじつまがあわないと思うところはありませんか」（裁判員から「疑問」を提起してもらう。）

裁判員のための解説

1 刑事裁判では、検察官が主張していることと弁護人が主張していることと、どちらが正しいのかを判断するものではありません。検察官は、被告人が有罪であることを証明する責任を負っています。検察官がこの証明に失敗した場合には、被告人は無罪となります。

したがって、裁判官、裁判員としては、検察官が有罪の証明に成功したかどうかを検討すればよいわけです。

2 では、検察官としては、どの程度の証明を行えば、証明に成功したと言えるのでしょうか。つまり、検察官には、どの程度の証明を行う責任が課されているのでしょうか。

これについては、検察官は、「合理的な疑問」を残さない程度の証明を行わなければならないと言われていています。ここで「合理的な疑問」を残さないという意味は、審理の中で現れた証拠を検討して、常識に照らして、検察官の主張（＝被告人が有罪であること）が間違いないと言い切れるということです。したがって、被告人が有罪であることが、常識に照らして間違いないとまでは言い切れないときは、被告人が有罪であることについて「合理的な疑問」が残ったということになり、検察官は、有罪の証明に失敗したことになります。この場合は、被告人は無罪となります。

3 なぜ、検察官には、このような厳しい証明責任が課されるのでしょうか。

被告人が有罪となった場合には、国家は「刑罰」という非常に大きな不利益を被告人に課します。ですから、そこに間違いがあってはなりません。「被告人が犯人である可能性が高い」という程度で、有罪と判断できるのであれば、そこに間違いが生じるおそれがあります。そこで、検察官には、「合理的な疑問」を残さない程度の証明が要求されることとなります。

法律家のための解説

1 「定説」がない

「合理的な疑い」については定説がないため、既に定まった概念を前提に、言い換えや説明案を検討することができません。

定説がないのは、

実質的にどれくらいの確からしさを求めることが適切なのかについて、厳密な論証ができていない。

有罪について、高い「確からしさ」を求めることで、冤罪を防げる。他方、真犯人でも無罪になる可能性がある（間違った無罪と間違った有罪）。

基準の設定によって、間違った無罪がでる場合と、間違った有罪がでる場合がある。その基準を、「間違った有罪を出さないもの」に限りなく近くするのがこの「合理的疑問」であるが、その基準を言葉で表現することは難しい。

2 「どのような条件があれば有罪を認定していいか」について、日常的な言葉で表現すればどうなるかを考える必要があります。

わかりやすいのは、「何パーセントぐらいの確かさがあればいい」と数値で表す表現でしょう。しかし、たとえば95パーセント、99パーセントと言われても、具体的な疑問の程度を数値化することはできないので、結局は基準としては不明確となります。

（参考）「訴訟上の証明は、通常人であれば誰でも疑いをさしはさまない程度に真実らしいとの確信を得させるもので足りる」（昭和23年8月5日最高裁第一小法廷判決）

3 用語そのもののわかりにくさの原因は何か

「合理的な疑いが残る場合は、有罪にすることはできない」「合理的な疑いが残る場合は、無罪にしなければならない」など、そもそも一つの文脈の中で使われて意味を持つ言葉であって、概念としてこの用語一つで完結していないため、この言葉自体を説明することが難しいのです。

「有罪にするには、合理的な疑いを超える証明が必要である」ということを伝えたいわけですが、一般の感覚では、「疑い」とは「犯人らしい」という疑いであり、これはマイナスのイメージを持つ言葉です。しかし、合理的な疑いがある場合は「無罪」、すなわちプラス・イメージの結論とすべきだとするのですから、一般の語感とのねじれが生じてしまっています。このため、定説がないと言うだけでなく、これまでのような説明そのものが、一般に理解しにくいものとなってしまうのです。

特に、多用される使用例は二重否定ですから、意味するところがより理解しにくい表現となっています。

このねじれ現象を避けるためには、「疑い」を「疑問」とすれば、プラスのイメージがあり、混乱しないのではないかという結論になりました。

4 「合理的」という言葉をどう置き換えるか

語源は英語の reasonable doubt で、「beyond a reasonable doubt」を「合理的疑いを超えて」と直訳されました。

外来語として日本語になっている「リーズナブル」は、「ほどほど」、「適切な」という意味で使うことが多いが、reasonable は「常識のある」という意味を持ちます。reason は「理性」、reasonable man は「常識的な人」というニュアンスです。

そもそも合理的、不合理という言葉は、日常用語として身近に使用する人はあまり多くないと思われます。法律家は、「合理的疑い」という言葉を使用することを前提に、それをわかりやすく言うよう工夫しようとはしますが、言葉そのものがわかりにくいとすれば、それを言い換えることも必要です。たとえば、「常識的な疑問」という言葉が考えられます。

この「常識的に疑問がある」をより分かりやすく言うと、たとえば、

「犯人であると断言することにためらいを感じる」

「つじつまが合わない」

「気になる点を残さない」・・・カリフォルニアで使われている abiding conviction に通ずる。

などと表現できます。

5 「常識」とは一般人の常識か、個々人の常識か

「誰を基準とするのか」については、従来2説がありました。事実認定者個々人と、一般人を基準とすべきとするものです。

裁判官のみが判断する裁判では、「合理的疑い」は判決において示されることになり、それ自体が社会的説得性を持つ必要がありました。ある裁判官は、「(法律の専門家ではない)自分の両親を思い浮かべ、説明して理解してもらえるかを念頭におきながら判断している」と説明しています。これは「一般人を基準とする」という考え方に通じる

ものとも言えるでしょうし、また自分の判断の一般的通用性を慮った態度と言うこともできます。

「万人に共通する常識」というものも存在しません。「常識」とは、個々人が「これが常識」と考えているものであって、「自分固有の価値基準」そのものではありません。その人の価値観を基礎にしながら「社会の多くの人はこちら考える」と判断しているものです。説明においては、「あなたの常識」とすることで、「恣意」とは異なることがイメージできるのではないかと考えます。

証拠を評価する場合、たとえ裁判官であっても、法律専門家ではない市民であっても、自己の価値観や経験から判断することは基本的に変わりありません。万人に共通する抽象的な「一般人」というものが存在しない以上、「自己を離れて、“一般人”をイメージして判断して下さい」ということ自体、困難なことです。

裁判員裁判では、様々な価値観を持った市民と裁判官が、それぞれの意見を言い合い、それを相互に検討して結論に至ることになります。議論を重ねて、他の意見が正しいと考えるに至れば自説を撤回し、あるいは異なる意見に説得性がないと思えば自説を維持する、という過程を経ることになるでしょう。多様な価値観を持った9人が、全員一致を目指して評議することにより客観的に妥当な結論を導きだし、より多くの人々が納得しやすい判決に至ることが、裁判員制度の眼目です。そうであれば、裁判員に「一般人はどのように考えますか」と問うのではなく、「あなたはどのように考えますか」と、まさに個々人の基準による意見を求めるべきでしょう。

裁判員には、裁判が個々人の恣意に委ねられてはならないことも理解してもらって、真剣な評議が実現することを期待したいものです。

6 (参考) 最高裁判所第一小法廷の決定抜粋

最高裁判所は、この言葉に関して、爆発物取締罰則違反、殺人未遂被告事件の上告棄却の決定の中で、「有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」の意義と、その意義は、直接証拠によって事実認定をすべき場合と状況証拠によって事実認定をすべき場合とで異なるかという2点について、具体的に判示しています(最高裁判所第一小法廷平成19年10月16日)。参考のため引用しておきます。

『刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である。ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。そして、このことは、直接証拠によって事実認定をすべき場合と、状況証拠によって事実認定をすべき場合とで、何ら異なるところはないというべきである。』

出典

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=02&hanreiNo=35273&hanreiKbn=01

2 刑の量定

有罪の被告人に科す刑罰の種類と重さを決めること。

使用例

裁判員に対する説明

裁判長 「被告人が有罪であると判断した場合には、次に**刑の量定**を行います。」

裁判員のための解説

- 1 裁判官と裁判員は、常識に照らして被告人が罪を犯したことが間違いないと判断した場合には、次に、被告人に科すべき刑罰の種類と重さを決めなければなりません。これを「刑の量定」と言います。「刑の量定」をすることを、一般に「量刑」と言い、法廷や評議でもこの言葉が使われることが多いでしょう。
- 2 被告人がある犯罪行為を行ったと認められる場合、被告人はその犯罪について有罪となります。その場合、被告人に科すべき刑罰の種類と重さは、その行為を犯罪と決めている法律に書いてあります。そこに書いてある範囲内で被告人に科す刑罰の種類と重さを決めることとなります。

たとえば、刑法には、「人を殺した者」は、死刑か無期懲役か5年以上の有期懲役に処すると書いてあります（刑法199条）。

この場合、まず死刑か、無期懲役か、有期懲役かいずれかの刑を選択します。有期懲役を選んだ場合には、さらにその長さも決めます。通常はこのようにして刑の種類と長さを決めます。
- 3 ただし、一定の理由がある場合には、刑法の条文で定められた刑よりも軽い刑を科したり、重い刑を科したりできる場合があります。

情状による「酌量減輕」（p.54）の場合や、刑期を終えて5年以内に罪を犯した場合の「累犯加重」（p.60）などです。
- 4 たとえば、無期懲役では重すぎるが、かといって有期懲役で20年以下にするのは軽すぎると考える場合は、無期懲役を選択した上で酌量減輕すれば30年までの懲役を言い渡すことができます。

また殺人罪の有期懲役の下限は5年ですが、減輕すれば執行猶予も可能な3年以下の刑にすることができます。

法律家のための解説

- 1 条文上、裁判員の権限として「刑の量定」が明記されているため、裁判員の職務を説明するときに、その意味を説明することが必要になります。評議の場合は、単に「刑の種類と重さを決めましょう」と言えば分かりやすいのだから、そこではあえて量刑という用語の説明をする必要はないでしょう。
- 2 「刑罰の程度」か「刑の重さ」か

この場合の重さというのは、重い刑を科すことを前提とした「重い」ではなくて、「軽重」という意味です。日常語としては、「程度」と言うより、この「軽重」という意味での「重さ」を使用する方がなじみやすいと思われます。

3 「量刑」と「量定」はどう違うか

「量定」は動詞的な意味合いで、「量刑」は名詞的な意味合いです。刑の重さを決める行為を意味するだけでなく、決まった刑の重さを指す場合もあります。

例) 量刑は懲役3年だった。

3 刑の減輕

条文が定めているよりも，軽い刑を適用すること

「必要的減輕」の場合は，条文が定めているよりも，軽い刑を適用しなければならない。

「任意的減輕」の場合は，条文が定めているよりも，軽い刑を適用することができる。

使用例

最終弁論で

弁護士 「被告人は，本件犯行後，その犯行が発覚する前に警察に自首しました。よって，**刑を減輕**されるべきだと考えます。」

評議で

裁判官 「自首した被告人の**刑を減輕**すべきか，検討しましょう。」

裁判員のための解説

1 「げんけい」と聞くと，「減刑」という文字を思い浮かべる方が多いと思われます。犯罪に至った事情に同情すべき点がある時などに，裁判所に対して軽い刑を要請する「減刑嘆願書」などでなじみのある言葉です。

この「減刑」は，ここで言う「減輕」とは異なります。

2 各犯罪について科すべき刑の種類や重さは，各条文に定められていますが，それよりも軽い刑を適用できる場合や，軽い刑を適用すべき場合があります。これを「減輕事由」と言います。減輕事由があるときは，被告人・弁護士側から，冒頭陳述，最終弁論だけでなく，証拠調べの過程でもこれに触れることとなります。

評議においては，有罪の場合，刑の種類と刑の重さを決める際に（これを「量刑」といいます。 p.51），減輕事由があるかどうかを判断することとなります。

3 減輕とは，単に「軽い刑を言い渡すこと」ではありません。

刑法では，たとえば殺人罪は，「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」（刑法199条）と条文で定められており，基本的にこの範囲で刑を決めることになっています。有期懲役は最長20年ですから，有期懲役を科す場合は5年から20年の範囲で決めることとなります。

しかし減輕事由がある場合は，死刑は無期懲役刑に，無期懲役刑は7年以上30年以下の有期懲役刑に減らします。有期懲役刑は2分の1にするのですが，各罪について，たとえば「1年以上10年以下の懲役」というように定めているので，短い方の1年を2分の1に，長い方の10年も2分の1にした，「6ヶ月以上5年以下」の範囲で刑を決めることとなります。

ですから殺人罪で有期懲役にする場合は，短い方は5年の2分の1の「2年6ヶ月」に，長い方は20年の2分の1の「10年」になり，懲役2年半から10年の範囲で

決めることとなります。これが「減軽」の仕組みです。

- 4 減軽には、かならず減軽しなければならない「必要的減軽」と、減軽してもしなくても良い「任意的減軽」があります。

必要的減軽が適用されるのは、心神耗弱、幫助犯、中止犯等の場合です。

任意的減軽が適用されるのは、過剰防衛、過剰避難、未遂犯、自首、酌量減軽等の場合です。（各項目の説明を、参照して下さい。）

- 5 被告人が十分反省しているか、他の共犯者と比べて事件で果たした役割は重いか軽いかなど、「情状酌量の余地があるか」ということが、ほとんど全ての刑事事件で取り上げられます。このように被告人に有利な情状がある場合に行われるのが「酌量減軽」です（ p.51）。

たとえば、有期懲役なら「5年以上」と定める殺人罪でも、情状酌量され、減軽することになれば、懲役2年半まで下げられます。3年以下の懲役であれば、「執行猶予」が付けられることになるのです。そういう意味では、減軽できるかどうかは、量刑に大きな影響を及ぼすことがあるのです。

- 6 減軽事由とはどのようなものか、あるいは減軽の場合の計算方法は、以上のように、なかなか複雑です。これについては、裁判官が説明をしてくれることとなりますから、それぞれのケースの中で、説明にもとづいて考え、判断して下さい。

法律家のための解説

- 1 一般になじみのある「減刑」という言葉と同音異義語であることを、十分に理解した上で使う必要があります。何の説明もなく「げんけい」と言うと、「減刑」と理解されてしまいます。
- 2 減軽事由があることを述べるのと共に、その結果どうすべきであるかを、わかりやすく伝える必要があります。法律家だけの法廷では、減軽事由の存在を主張すれば足りたでしょうが、裁判員に対しては、その主張がどのような意味を持つかということを理解してもらえなければ、何のための主張かわからないままとなってしまいます。もっとも、これは他の法律的な主張にも共通することです。
- 3 上記コメントに要約したような減軽の仕組みについて、すべて厳格に説明しようとすると、かえって混乱を招くおそれがあります。

裁判員への説明としての分かりやすさを考えると、まず総論的に、「法定刑よりも軽くすること」に意義があることを伝えましょう。その上で、当該事件の法定刑が、減軽の結果どの範囲で適用されるべきであるかを、具体的に説明します。
- 4 無罪を主張できない事案においては、量刑についてどのような弁論を行なうかが、大きな検討課題です。加重減軽事由が複雑に絡み合っている場合は、わかりやすい説明が困難なこともあり得ますが、可能な限り明確でわかりやすい方向性を示した弁論を工夫することが重要です。
- 5 「減刑」と「減軽」の混同を防ぐため、「減軽」を「軽減」と置き換えたかどうか、法改正も射程に置くべきではないかとの意見もありました。しかし、「軽減」という言葉には、「減刑」の概念も混入し、「減軽」以上に概念が広がってしまう可能性もあるという指摘があり、置き換えは今後の検討課題としました。

関連語 刑の量定，量刑，情状

4 情状 情状酌量

被告人の有罪及び罪名が決まった上で、刑を決めるために考慮すべき具体的な事情

但し、情状酌量の場合の「情状」は、「被告人の有罪及び罪名が決まった上で、刑を決めるために考慮すべき被告人にとって有利な具体的な事情」

使用例

最終弁論で

弁護人 「被告人には、以下のとおり酌量すべき情状があり、執行猶予にすべきであると考えます。」

最終弁論（論告）で

検察官 「被告人には、情状酌量の余地はなく、実刑に処すべきであると考えます」

裁判員のための解説

1 「情状」という言葉は、被告人にとって有利な事情、不利な事情の両方を含んでいます。

具体的には、犯罪の経緯に関する事情である「犯情」と、それ以外の事情に、大きく別れます。

犯情とは、被害者との関係、動機、犯行の手段・態様、被害者の人数・状況、被害の程度、犯行の回数・地域、犯行の軽重、共犯関係（人数、役割）、犯行直後の状況（逃走経路、犯行隠蔽）などがあります。

それ以外の事情とは、被告人の生い立ち、性格、人間関係、職業関係、家族関係、被害者の状況、被害の回復状況、弁償、被害感情、被告人の後悔や反省の状況、被告人の身柄引受や監督など、広い範囲にわたります。

2 有罪であることを、被告人・弁護人側が争わない事件では、その情状を検討して、量刑（ p.51）を決めることとなります。弁護人の最終弁論においては、被告人に有利な情状が主張され、また、検察側の論告においても、被告人にとって不利な情状が触れられることがあります。

評議において、これらの事実の有無を認定し、量刑について考慮することとなります。

3 「情状酌量」という場合の「情状」は、被告人にとって有利な事情のみを意味しています。酌量すべき情状がある場合は、刑を減輕することができることになっており（刑法66条）、減輕するかどうか、裁判官と裁判員が評議で決めます（「任意的減輕事由」（ p.53/54））。

法律家のための解説

1 情状は、上記のとおり極めて多岐にわたりますが、これらに限定されるものではなく、無定型なものです。説明案は、「具体的な」との表現を入れることにより、裁判員に個

別事件に応じた特有の量刑事情を考慮してもらう意味を込めました。

- 2 「情状」という言葉には、「かわいそうだから同情する」といった情緒的な判断を連想させる可能性があります。たしかに、「情」には「心」の意味がありますが、しかし、裁判の基準としての「情」には、それ以前に「事案の具体的事実関係を指す」という意味がありました（滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（1984年）286頁参照）。それは法の一律的適用による不都合を、事案の個別事情を考慮することによって修正するという考え方を含意しています。

情状の判断も、単なる心情的判断ではなく、実質的な公平を目指した合理的な判断であることが求められるのです。この説明案は、情状についてのこのような理解に基づいています。

関連語 刑の量定，量刑

5 勾留・未決勾留日数の算入

勾留

判決が決まるまでの間に、被疑者・被告人を拘束しておくことで、裁判官によって決定される。未決勾留ともいう。

未決勾留日数の算入

量刑を決めるときに、判決が決まるまでの間に拘束されていた日数の全部かその一部を、すでに刑を受けたものとみなすこと。

使用例

最終弁論で

弁護士 「被告人は、すでに6ヶ月以上の長期間にわたり勾留され、その自由を制限されてきました。これは、すでに刑罰を受けたと同様です。これ以上、被告人に厳罰を科す必要は全くありません。」

判決言渡して

裁判長 「主文。被告人を懲役7年に処する。未決勾留日数中150日を右刑に算入する。」

裁判員のための解説

- 1 「勾留」は刑罰ではありません。被告人が「勾留」されているからといって、被告人が犯人であるということにもなりません。
- 2 裁判所は、被告人が証拠を隠滅したり、逃亡したりすると疑われる理由があるときには、被告人の身体を拘束することができます。これを「勾留」と言います。
「勾留」は、裁判が適切に進められるようにするために行われるものです。もし、被告人が証拠隠滅工作をしたり、逃亡してしまったりした場合には、裁判が適切に行われなくなってしまいます。そこで、被告人が証拠隠滅工作をしたり、逃亡したりすると疑われる理由があるときには、被告人を「勾留」することになります。
- 3 被告人が「勾留」される場所は、拘置所が原則ですが、警察署の留置場に「勾留」されることもあります。
- 4 「勾留」は刑罰ではないと言っても、自由を制限されていることに違いがありませんから、懲役刑や禁錮刑などの刑罰と同様の苦痛を被告人に与えるものです。そこで、被告人の刑の重さを決める際には、判決までの間に「勾留」されていた日数の全部または一部については、すでに刑を受けたものとみなすことができます。これが、未決勾留日数の算入です。

法律家のための解説

- 1 裁判員裁判においては、被告人が勾留されていることが多いと思われます。また、未決勾留日数の本刑算入（刑法 21 条）の際にも、勾留の説明が必要になります。
- 2 「勾留」を「拘置」と言い換えている報道例もありますが、法律上は、勾留ではない身体拘束方法も拘置に含まれており（刑法 12 条 2 項，刑法 13 条，刑法 16 条等），拘置は勾留よりも広義です。したがって、「勾留」を「拘置」の用語で説明することはしないこととしました。

しかし、法律家以外は、そもそも刑罰としての「拘留」（刑法第 9 条）と、「勾留」の違いを明確に意識してはいないようにも思われます。また「勾留」の「勾」は常用漢字でなく難解であり、逮捕のあとの「勾留」を「こう留」とひらがなで表記しているマスコミもあります。

これらを考慮した上で、勾留が刑罰ではなく、判決が確定するまでの間（時期）、裁判の出頭を確保するため（目的）に行われている身体拘束方法であることを、伝える必要があります。

- 3 時期、目的のいずれに重点を置くかによって、判決が決まるまでの間に、裁判官の決定によって、被疑者・被告人を拘束しておくこと（時期に重点）、裁判をするために、裁判官の決定によって、被疑者・被告人を拘束しておくこと（目的に重点）という、2とおりの説明方法があります。冒頭の言葉の説明は、の観点からのものですが、場面に応じてこれらを使い分ける必要があるでしょう。
- 4 未決勾留日数の本刑算入の説明

本件算入について、本刑から「差し引く」とすると、刑をまけてもらえる印象になります。すでに刑を受けたものと「みなす」とするのが、わかりやすい表現でもあり、適当でしょう。

6 累犯

懲役刑の刑期を終えて5年以内に再び懲役刑が科せられる犯罪を行うこと。
その場合、刑期の上限が2倍になる。

使用例

冒頭陳述で

検察官 「被告人には累犯にあたる前科があります。」

裁判員のための解説

- 1 同じ犯罪を行った場合でも、それが全く初めての犯罪である場合とこれまでも犯罪を行っている場合とでは、その刑の重さに違いが出てきて当然でしょう。
- 2 以前に犯罪を行ったことがある被告人が、新たな事件の裁判で有罪とされた場合には、「前科」があるということで、刑の量定にあたって、刑を重くする方向で考慮することもできます。特に刑法では、ある条件を満たす前科を特に「累犯」と呼び、かならず重く処罰することにしています。その条件とは、「前に犯罪を行って懲役刑に処せられた人が、その刑期を終えてから5年以内にまた懲役刑に科せられる犯罪を行った」場合です。
- 3 累犯にあたる前科がある場合には、その人に言い渡すべき刑期の上限を、法律で決めている刑の上限の2倍とすることになっています。「10年以下の懲役」と定めている場合は、「20年以下の懲役」になるのです。
- 4 累犯にあたる前科があるかどうかは、裁判官から説明がなされます。

法律家のための解説

- 1 法律上は「再犯」という文言が用いられていますが（刑法56条～59条）、実務上は「累犯」という言い方が一般であり、「累犯加重」などという言い回しが使われています。
- 2 「累犯」は一般的に馴染みのない用語で、たとえばマスコミでは、代わりに「再犯」の用語を用いることがあります。しかしこの「再犯」は、「前科がある」程度の意味であり、刑法上の「再犯」が意味する「法律上刑が加重される」という趣旨では用いられていません。そこで、マスコミなどで一般に使われている「再犯」と区別する意味で「累犯」という言い方をした方が妥当でしょう。
- 3 累犯加重は、刑の下限は決められていないが、上限は決められた上で、その範囲内で裁判員が裁量で量刑判断をできるということです。

このような観点から、「懲役刑の刑期を終えて5年以内に再び懲役刑が科せられる犯罪を行うこと。その場合、刑期の上限が2倍になる。」としました。

関連語 前科

7 前科・前歴

前科

以前に別の事件で刑罰の言い渡しを受け、その裁判が確定していること。

前歴

犯罪を行ったけれども、検察官が処罰の必要性が低いと判断したために、起訴されなかった経歴。少年非行の経歴も含む。

使用例

最終弁論（論告）

検察官 「被告人は、本件と同種の前科があるにもかかわらず、本件犯行に及んだものであります。」

最終弁論

弁護士 「被告人には、前科が全くないのはもちろん、前歴も一切ありません。」

裁判員のための解説

- 1 捜査機関は、ある人が犯罪を行ったと疑われる場合、その犯罪についての捜査をします。そして、検察官が、捜査の結果を踏まえて、裁判においてその人が有罪であること立証できると判断した場合には、検察官は、その人を裁判所に起訴します。その後、裁判で有罪が証明されれば、その人は、判決で刑の言い渡しを受けます。この判決が確定した場合、その刑の言い渡しを受けたことは「前科」となります。
- 2 「前科」というと、有罪判決を受けて刑務所に入った経歴と考える人も多いようですが、必ずしも刑務所に入った場合に限りません。有罪判決であっても、執行猶予が付されて、刑務所に入らずにすんだ場合でも、その判決が確定していれば、やはり、「前科」です。また、略式裁判で罰金刑を受けたことも「前科」です。
- 3 検察官が有罪の立証ができると判断した場合でも、必ず起訴するとは限りません。犯罪を行ったと疑われている者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況を考慮して、検察官がその人を処罰する必要がないと考えた場合には、その人の有罪を裁判で証明できると判断していても、起訴しないですませることができます。その場合、裁判で有罪とされたわけではないので、「前科」とはなりません。犯罪の嫌疑はあるので、「前歴」となります。
- 4 被告人に、今回起訴されている件と同種の「前科」や「前歴」があるからといって、そのことを理由に今回も被告人が有罪であると考えてはいけません。「前科」や「前歴」があったとしても、それと今回の事件の犯人であるかどうかとは、関係がないからです。

- 5 なお、少年法にもとづく処分は刑罰ではありません。したがって、少年時代に非行歴があっても、それは「前科」とはなりません、「前歴」としては取り扱われることとなります。

法律家のための解説

- 1 「前科」については広く知られていますが、これを受刑歴と混同している人も多いようです。この違いを説明する必要があります。また、「前歴」についてはあまり馴染みがないと思われます。悪いことをした履歴らしいということはニュアンスとして伝わってきますが、法廷で用いられる「前歴」の法的な意味を説明できるようにしておく必要があります。
- 2 嫌疑を受けたが起訴されないことの説明方法
「前科」は、嫌疑を受けて起訴され、刑の言い渡しを受け、その裁判が確定したことです。しかし、「前歴」は、嫌疑を受けたが起訴されなかったことです。しかし、嫌疑を受ければ起訴されるというのが一般の理解であり、嫌疑を受けたが起訴されないということが、一般には分かりづらいと思われます。
そこで、起訴されなかったことについての理由を付言しておくことが必要であり、「犯罪を行ったけれども、検察官が処罰の必要性が低いと判断したために、起訴されなかった経歴。」としました。
また、少年非行の経歴が含まれることも付け加えました。
- 3 なお、嫌疑なし、あるいは、嫌疑不十分で不起訴になった場合も「前歴」であるという考え方もあるようです。実際に、犯罪経歴照会結果報告書などには、嫌疑なし、あるいは、嫌疑不十分で不起訴になった経歴も、犯罪経歴として掲げられていることがあります。
いわゆる起訴猶予処分は、裁判で有罪を証明できる程度の犯罪の嫌疑はあるが、諸般の事情により起訴はしないということです。これに対して、嫌疑なし、あるいは、嫌疑不十分を理由とする不起訴処分の場合は、裁判で有罪を証明できる程度の犯罪の嫌疑がないということです。この違いを裁判員に意識してもらわないと、嫌疑なし、あるいは、嫌疑不十分で不起訴になった経歴が量刑上不利益に作用してしまうおそれがあります。そこで、この違いを明確にするために、本書では、いわゆる起訴猶予処分の場合、すなわち、犯罪を行ったけれども、検察官が処罰の必要性が低いと判断したため、起訴されなかった経歴を「前歴」としました。